

ブータンとの友好の証

寄居町長
花輪利一郎



寄居町は「第32回オリンピック競技大会事前キャンプに関する協定書」を、ブータン王国オリンピック委員会、為末大氏が代表理事を務める（一社）アスリートソサエティと3者で締結し、2020年の東京オリンピックに向けてブータン王国との交流を進めています。昨年に引き続き、今年もブータン王国オリンピック委員会スポーツ調査部のナムゲル・ワンチュク長官をはじめとするブータン王国オリンピックチームが、寄居町を訪れました。

一行は、5月18日から22日までの5日間、視察やイベントなど積極的に交流事業に参加いただきました。また、選手たちはその合間にトレーニングを行い、夜にはホームステイをするなど、充実した時間を過ごされたことは本誌でもご紹介のとおりです。



5月18日の夜に、歓迎の夕食会を催した際、一行を代表しナムゲル・ワンチュク長官から贈り物として、日本の掛け軸のような絵をいただきました。それには、象の背中に猿が乗り、その猿の上にウサギが乗り、そのウサギの上に鳥が乗っており、その鳥が

高いところになっている木の実を取って、皆に分け与えている姿が描かれています。これは、協力して助け合うことの大切さが表されており「友好の証としてお贈りします」というご説明をいただきました。協力し、皆でその成果を喜び、分かち合う様子は、まるでこれからのブータン王国と寄居町を表現しているかのようです。2020年の東京オリンピックに向け、これからも寄居町として、全力でブータン王国陸上選手をサポートしてまいります。

また、ホームステイ事業において協力していただいたホストファミリーをはじめ、本事業に協力いただいたすべての方に、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。



6月から8月は
農薬危害防止運動期間です！



国では、毎年6月から8月までの3カ月間、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています。農薬は適正に使用し、事故を防止しましょう。

■状況に応じた適切な防除を

病害虫や被害発生の早期発見に努め、発生状況に応じた適切な防除を行いましょう。また、病害虫が発生していないのに、定期的に農薬を散布するのはやめましょう。

■農薬を使用しない方法を

害虫を捕殺する、被害を受けた枝や葉を切り取る、虫が寄りつかないように網をかけるなど、農薬を使わなくてもできる防除を優先して行いましょう。

■やむを得ず農薬を使用するときは

農薬のラベルや袋に表示されている使用基準や使用上の注意事項を必ず確認してから使いましょう。誤飲等の事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管しましょう。また、飲食物の容器（ペットボトル等）を農薬の容器として用いないでください。

■農薬散布は最大限の配慮と細心の注意を

農薬の散布区域は最小限の範囲に留めましょう。また、無風や風が弱いとき、早朝等、天候や時間帯を選んで行いましょう。

■事前に十分な周知を

農薬を散布するときは、散布日時や使用する農薬等を、あらかじめ周囲に住んでいる方や近くを通行する方に看板等で十分伝えましょう。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者にも周知してください。また、散布中や散布後も看板等を配置して、散布区域に関係者以外の方が立ち入らないようにしましょう。農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

■問い合わせ

県保健医療部薬務課 (☎048・830・3633)
県農林部農産物安全課 (☎048・830・4053)
熊谷保健所 (☎523・2811)

ご協力ください！
水道メーターの交換

水道メーターは『計量法』により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。次の日程で該当するご家庭等に伺い、メーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、メーターの交換作業は、町で発行する身分証明書を着用した町指定工業者が行います。

また、対象区域外でも、製造から8年目となるメーターは交換の対象となりますので、同期間中に作業を行います。

■交換期間／6月中旬～7月中旬

■対象区域／上の町区、内宿区、上の原区、関山区、立ヶ瀬区、保田原区、露梨子区、小園区

■費用／無料

※水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。
○メーターボックスの上に物を置かないでください。
○メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
○メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



■問い合わせ／上下水道課 (☎581・2121内線264)

8月から変わります！
高額療養費制度の自己負担限度額

国民健康保険加入者で70歳以上75歳未満の方と、後期高齢者医療制度加入者の高額療養費制度の自己負担限度額が、8月診療分から次のとおり変更となります。

所得区分(診療区分)	7月まで	8月から平成30年7月まで
現役並み所得者(外来)	44,400円	57,600円
一般(外来)	12,000円	14,000円 (年間限度額144,000円)
一般(外来+入院)	44,400円	57,600円

■高齢受給者証、限度額適用認定証をご利用ください！

国民健康保険加入者
○70歳以上の方 ○住民税非課税世帯の方
⇒「高齢受給者証」 ⇒「限度額適用認定証」(要申請)

後期高齢者医療制度加入者
○住民税非課税世帯の方
⇒「限度額適用認定証」(要申請)

これらを医療機関ごとに窓口で提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

なお、国民健康保険税に滞納がある世帯は、認定証が交付できない場合がありますのでご注意ください。

■問い合わせ
町民課 (☎581・2121内線111～115)

開催します！
寄居夏まつり

7月8日(土)と9日(日)に「寄居夏まつり」を開催します。

1日目

日時／7月8日(土)午後4時～
場所／八坂神社(宗像神社内)～市街地
内容／男性みこしの巡行

2日目

日時／7月9日(日)午後0時30分～
場所／市街地通り
内容／男性みこし・女性みこし・子どもみこしの巡行

■女性みこしの担ぎ手募集！

集合日時／7月9日(日)午前10時
集合場所／寄居町勤労福祉センター
(よりい会館、大字寄居941-1)

持参するもの／白のタンクトップ、タオル
※半纏、短パン、鉢巻、足袋は貸し出します。
その他／髪は各自でセットしてお集まりください。乳幼児の同伴はご遠慮ください。

申し込み／寄居町観光協会のホームページ、または窓口(大字寄居1133-24)で申込用紙を取得し、7月1日(土)までにファックス(581・3052)、または直接お申し込みください。

■問い合わせ／寄居町観光協会 (☎581・3012)

募集します！
税のスペシャリスト

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

■受験資格／①平成29年4月1日において高等学校、または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成30年3月までに高等学校、または中等教育学校卒業見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者
■申し込み／原則インターネット申し込みとなります。人事院のホームページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)からお申し込みください。
※インターネット申し込みができない場合は、関東信越国税局へお問い合わせください。

■受付期間／6月19日(月)午前9時～28日(水)[受信有効]
■試験日／第1次試験日 9月3日(日)
第2次試験日 10月11日(水)～20日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■問い合わせ

○インターネット申し込みに関する問い合わせ
人事院人材局試験課 (☎03・3581・5311内線2333)
午前9時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
○それ以外の問い合わせ
関東信越国税局人事第二課試験係
(☎048・600・3111内線2097)
午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)